

令和5年第4回宇佐市教育委員会会議録

令和5年3月28日午後2時00分、宇佐市教育委員会を33会議室に招集した会議は次のとおりです。

- ・出席委員
教育長 高月 晴彦
教育長職務代理者 小野 裕美子
委員 古里 万里子
委員 佐藤 修水
委員 徳光 優子

- ・欠席委員 なし

- ・説明のため会議に出席した職員

教育次長兼教育総務課長	末宗 勇治
学校教育課長	都 昌子
社会教育課長	〆野 勝教
図書館長	松壽 敬
学校給食課長	新納 孝明

- ・本会議の書記

教育総務課教育総務係主幹（総括）時枝 知美

◎附議事項

- 議第15号 宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動について（教育総務課）
- 議第16号 令和5年度宇佐市奨学生の決定について（教育総務課）
- 議第17号 令和5年度藤・稲尾奨学生の決定について（教育総務課）
- 議第18号 令和5年度宇佐市教育委員会産業医の委嘱について（学校教育課）
- 議第19号 宇佐市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について（学校教育課）
- 議第20号 宇佐市ICT支援員設置要綱の一部改正について（学校教育課）
- 議第21号 宇佐市立北馬城小学校高築球美子寄附金活用事業助成金交付要綱の制定について（学校教育課）
- 議第22号 小規模特認校就学申請について（学校教育課）
- 議第23号 指定校変更について（学校教育課）
- 議第24号 区域外就学について（学校教育課）
- 議第25号 宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について（社会教育課）
- 議第26号 宇佐市指定文化財の指定解除について（社会教育課）

《追加議案》

- 議第27号 宇佐市学校給食助成金支給要綱の制定について (学校給食課)
議第28号 社会教育指導員の任用について (社会教育課)
議第29号 公民館長及び地区館長、分館長の任用について (社会教育課)
議第30号 指定校変更について (学校教育課)

◎報告事項

- (1) 令和5年3月第2回宇佐市議会定例会における教育委員会関係の一般質問について (教育次長)
(2) 4月の行事等の予定 (各課)

◎その他

- (1) 協議事項 教育長職務代理者の指名について
(2) 令和5年度入学式出席者名簿について (告辞・祝辞) (学校教育課)

(開会 午後2時00分)

- 教 育 長 令和5年第4回宇佐市教育委員会の開会を告げる。
事 務 局 (令和5年第2回及び第3回の会議録を読み上げる)
教 育 長 令和5年第2回及び第3回の会議録を各委員に諮り、承認される。
教 育 長 議第15号宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動について、教育総務課に説明を求める。
教 育 総 務 課 長 議第15号宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動について、ご説明します。2Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)
教 育 長 何か質問はありませんか。
教 育 長 ないようですので、議第15号宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動については承認とし、次に議第16号令和5年度宇佐市奨学生の決定について、教育総務課に説明を求める。
教 育 総 務 課 長 議第16号令和5年度宇佐市奨学生の決定について、ご説明します。3Pをご覧ください。
(詳細は議案に記載)
教 育 長 何か質問はありませんか。
委 員 期間は3年間ですが、通信制の場合はどうなりますか。
教 育 総 務 課 長 高等学校及び高等専門学校が対象となりますので、5年間までは対象となります。
教 育 長 他に質問はありませんか。
教 育 長 ないようですので、議第16号令和5年度宇佐市奨学生の決定については、承認ということによろしいでしょうか。

委員	はい。
教育長	議第16号令和5年度宇佐市奨学生の決定については承認とし、次に議第17号令和5年度藤・稲尾奨学生の決定について、教育総務課に説明を求める。
教育総務課長	議第17号令和5年度藤・稲尾奨学生の決定について、ご説明します。4Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教育長	他に質問はありませんか。
教育長	ないようですので、議第17号令和5年度藤・稲尾奨学生の決定については承認とし、次に、議第18号令和5年度宇佐市教育委員会産業医の委嘱について、学校教育課に説明を求める。
学校教育課長	議第18号令和5年度宇佐市教育委員会産業医の委嘱についてご説明します。5Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教育長	何か質問はありませんか。
教育長	ないようですので、議第18号令和5年度宇佐市教育委員会産業医の委嘱については承認とし、次に、議第19号宇佐市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について、学校教育課に説明を求める。
学校教育課長	議第19号宇佐市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について、ご説明します。7Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教育長	何か質問はありませんか。
教育長	ないようですので、議第19号宇佐市いじめ問題専門委員会委員の委嘱については承認とし、次に議第20号宇佐市ICT支援員設置要綱の一部改正について、学校教育課に説明を求める。
学校教育課長	議第20号宇佐市ICT支援員設置要綱の一部改正について、ご説明します。11Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教育長	何か質問はありませんか。
教育長	ないようですので、議第20号宇佐市ICT支援員設置要綱の一部改正については承認とし、次に、議第21号宇佐市立北馬城小学校高築球美子寄附金活用事業助成金交付要綱の制定について、学校教育課に説明を求める。
学校教育課長	議第21号宇佐市立北馬城小学校高築球美子寄附金活用事業助成金交付要綱の制定について、ご説明します。13Pをご覧ください。 (詳細は議案に記載)
教育長	何か質問はありませんか。

教 育 長 ないようですので、議第 2 1 号宇佐市立北馬城小学校高築珠美子寄附金活用事業助成金交付要綱の制定については承認とし、次に、議第 2 2 号小規模特認校就学申請について、学校教育課長に説明を求める。

学校教育課長 議第 2 2 号小規模特認校就学申請について、ご説明します。2 0 P をご覧ください。
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。
委 員 卒業後、中学校はどこに行くのですか。
学校教育課長 今のところは、過ごしてみても決めるという状況だと思います。
教 育 長 他に質問はありませんか。
教 育 長 ないようですので、議第 2 2 号小規模特認校就学申請については承認とし、次に、議第 2 3 号指定校変更について、学校教育課長に説明を求める。

学校教育課長 議第 2 3 号指定校変更について、ご説明します。2 1 P をご覧ください。今回は、監督者不在 2 件、学期途中転居 1 件、その他の理由 3 件、合計 7 件、いずれも登下校は保護者が責任を持ちます。
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。
委 員 7 番について、指定校には部活動の状況は確認していますか。
学校教育課長 指定校にもその部活動はあります。
教 育 長 今時点で、認める条件が整っていないので承認できないということで良いですか。

委 員 良いです。地域移行を進めていくという方向でお願いします。
教 育 長 他に意見はありませんか。
教 育 長 ないようですので、議第 2 3 号指定校変更については 7 番を除く 6 件が承認、7 番が不承認とします。次に、議第 2 4 号区域外就学について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第 2 4 号区域外就学について、ご説明します。2 3 P をご覧ください。今回は、自宅の新築購入 1 件、学期途中の転居 1 0 件です。なお、いずれも登下校については、保護者が責任を負います。
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。
教 育 長 ないようですので、議第 2 4 号区域外就学については承認とし、次に議第 2 5 号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について、社会教育課に報告を求める。

社会教育課長 議第 2 5 号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について、ご説明します。2 5 P をご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。

教 育 長 ないので、議第25号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱については承認とし、議第26号宇佐市指定文化財の指定解除について、社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 議第26号宇佐市指定文化財の指定解除について、ご説明します。28Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。

教 育 長 ないので、議第26号宇佐市指定文化財の指定解除については承認とします。次に追加議案議第27号宇佐市学校給食助成金支給要綱の制定について、学校給食課に説明を求める。

学校給食課長 議第27号宇佐市学校給食助成金支給要綱の制定について、ご説明します。追加議案1Pをご覧ください。

(詳細は追加議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。

教 育 長 ないので、議第27号宇佐市学校給食助成金支給要綱の制定については承認とし、次に議第28号社会教育指導員の任用について、社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 議第28号社会教育指導員の任用について、ご説明します。追加議案14Pをご覧ください。

(詳細は追加議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。

教 育 長 ないので、議第28号社会教育指導員の任用については承認とし、次に議第29号公民館長及び地区館長、分館長の任用について、社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 議第29号公民館長及び地区館長、分館長の任用について、ご説明します。追加議案15Pをご覧ください。

(詳細は追加議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。

教 育 長 ないので、議第29号公民館長及び地区館長、分館長の任用については承認とし、次に議第30号指定校変更について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第30号指定校変更について、ご説明します。追加議案16Pをご覧ください。

(詳細は追加議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。

教 委 員 事由が生徒指導上の理由とありますが、学校が変わることで特別

学校教育課長	委員	に困る状況があるのですか。
委		学校等に状況を聞くと、特にそのような様子はありません。一度も学校に行っていないし、学校長も言われているようですし、承認は難しいと思います。
教	育	他にご意見はありませんか。
委	長	指定校変更の理由には当たらないように思います。
教	員	委員の方々も指定校変更を認める理由には当たらないという判断です。不承認ということではよろしいですか。
委	員	はい。
教	育	議第30号指定校変更については不承認とします。次に報告第1項令和5年3月第2回宇佐市議会定例会における教育委員会関係の一般質問について、教育次長に報告を求める。
教	育	報告第1項令和5年3月第2回宇佐市議会定例会における教育委員会関係の一般質問について、ご報告します。今回は9名の議員から13項目のご質問をいただきました。
	次	(詳細は議案に記載)
教	育	何か質問はありませんか。
委	長	若山議員の小中学校の教職員の定数確保について、本年度女性の教頭が多くなっていますが、力を入れて管理職試験に臨めなかったのではないかと感じます。定数不足のため教頭が授業に入る場面が多くなったことによって、学校全体が見えにくくなって、これ以上教頭の負担が増えないよう定員増の取組が学校を守る意味からも大事になってくるのではないかと思います。大分大学の教育学部の学生の中でも教員になりたい学生や高校生を集めて子どもたちに学習支援をしたり、遊んだり、話を聞いたりしているニュースを見ました。長期的な視野に立った若者育成について強く要望していただきたい。
教	育	県下各教育委員会が同じことを思っておりますので、委員が言われたようなことは強く要望しております。10年3地域についても見直の要望がありますし、教員採用の3次試験を廃止など、県も色々と努力をしているようですので、今後も強く要望していき
	長	たいと思います。
委	員	お願いします。
教	育	他に質問はありませんか。
委	長	ふるさと教育について、学校の先生だけで家庭科の調理実習等の実習関係の授業をするのは大変だと思うので、健康課のヘルスマイト等を活用して、子どもたちに様々な経験をさせていただきたいと思います。
委	員	

教 育 長 他に質問はありませんか。
教 育 長 ないようですので、次に報告第2項4月の行事等の予定について、各課に報告を求める。
(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。
教 育 長 ないようですので、その他で、協議事項教育長職務代理者の指名について、事務局に説明を求める。
(事務局説明)

教 育 長 説明にありましたように、地教行法の規定により教育長が職務代理者を指名することになっています。令和5年度は、古里委員を教育長職務代理者に指名したいと思います。古里委員、よろしいでしょうか。

委 員 受けさせていただきます。
教 育 長 ありがとうございます。では、就任のごあいさつをお願いします。
(古里委員就任挨拶)

教 育 長 ありがとうございます。では、1年間よろしくをお願いします。
教 育 長 全体を通して質問はありませんか。
教 育 長 ないようですので、次回教育委員会の日程について
事 務 局 次回教育委員会の日程について、4月27日午後2時から34会議室で如何でしょうか。

教 育 長 4月27日午後2時からでよろしいでしょうか。
各委員に諮り確認のうえ、第4回定例教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後4時20分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。